

国営阿賀野川左岸土地改良事業（農業用排水）によって
造成される施設の予定管理方法等を記載した書面

国営阿賀野川左岸土地改良事業（農業用排水）によって造成される施設の予定管理方法等

1 管理者

この事業によって造成される土地改良施設は、下表の管理者が管理する。

施 設 名	数 量	管 理 者
早出川頭首工	1 箇所	五泉市
笹堀・小山田揚水機場	1 箇所	阿賀野川左岸土地改良区連合 (新津郷土地改良区及び早出川土地改良区)
東四ツ屋揚水機場	1 箇所	
川瀬揚水機場	1 箇所	
木越・石曽根揚水機場	1 箇所	
町屋・橋田揚水機場	1 箇所	
大蒲原第 2 揚水機場	1 箇所	

2 管理すべき施設の種類

(1) 頭首工

名称	早出川頭首工			位置	(右岸) 新潟県五泉市土淵字村上及び字村前 (左岸) 新潟県五泉市水戸野字川原			備考
型式	堤高(m)	堤長 (m)			取水位 (m)	取水量 (m³/s)	附帯施設	
		固定部	可動部	計				
フローティング タイプ全可動堰	3.0	—	70.6 〔洪水吐B28.0m×H2.5m×2門〕 土砂吐B10.2m×H3.0m×1門〕	70.6	49.8 〔取水門B2.7m×H1.6m×2門〕	5.132	魚道	

(2) 揚水機

項目 名称	位置	揚水量 (m³/s)	揚程 (m)		揚水機			原動機			備考
			全揚程	実揚程	型式	口径 (mm)	台数 (台)	型式	動力 (kW)	台数 (台)	
笹堀・小山田揚水機場	新潟県五泉市 笹堀字堂願野	0.715	11.1	8.4	渦巻型	φ 400	2	電動機	55	2	
東四ツ屋揚水機場	新潟県五泉市 東四ツ屋字和田道	0.629	18.1	9.8	渦巻型	φ 400	2	電動機	95	2	
川瀬揚水機場	新潟県五泉市 川瀬字中本田	0.502	9.7 20.4	6.9 10.8	渦巻型	φ 250 φ 250	2 2	電動機	19 45	2 2	
木越・石曽根揚水機場	新潟県五泉市 木越字渋田	0.985	10.1 15.7	7.4 5.8	渦巻型	φ 300 φ 400	2 2	電動機	30 75	2 2	
町屋・橋田揚水機場	新潟県五泉市 千原字川端	2.094	20.1	17.3	渦巻型	φ 700	2	電動機	260	2	
大蒲原第2揚水機場	新潟県五泉市 南田中字大ハゲ	0.551	40.5 20.0	27.6 17.1	渦巻型	φ 300 φ 250	2 2	電動機	95 37	2 2	

3 取水に関する基本的事項

(1) 頭首工

早出川頭首工の取水口から取水するものとし、取水量の調整は取水ゲートの開度調整により行い、最大取水量は $5.132 \text{ m}^3/\text{s}$ とする。
なお、洪水時は土砂吐ゲート及び洪水吐ゲートを開扉して放流し、取水ゲートを遮断する。

(2) 揚水機

- ① 笹堀・小山田揚水機場は、左岸中央幹線水路から取水し、ポンプ2台の稼働台数により用水量を調節し、計画用水量 $0.715 \text{ m}^3/\text{s}$ を確保する。
- ② 東四ツ屋揚水機場は、左岸中央幹線水路から取水し、ポンプ2台の稼働台数により用水量を調節し、計画用水量 $0.629 \text{ m}^3/\text{s}$ を確保する。
- ③ 川瀬揚水機場は、左岸中央幹線水路から取水し、ポンプ4台の稼働台数により用水量を調節し、計画用水量 $0.502 \text{ m}^3/\text{s}$ を確保する。
- ④ 木越・石曽根揚水機場は、左岸中央幹線水路から取水し、ポンプ4台の稼働台数により用水量を調節し、計画用水量 $0.985 \text{ m}^3/\text{s}$ を確保する。
- ⑤ 町屋・橋田揚水機場は、左岸中央幹線水路から取水し、ポンプ2台の稼働台数により用水量を調節し、計画用水量 $2.094 \text{ m}^3/\text{s}$ を確保する。
- ⑥ 大蒲原第2揚水機場は、左岸高位幹線水路から取水し、ポンプ4台の稼働台数により用水量を調節し、計画用水量 $0.551 \text{ m}^3/\text{s}$ を確保する。

4 管理に要する費用の概算及びその負担の方法

(1) 費用の概算

① 頭首工

区 分 名 称	年当たり		計 (千円)	10a 当たり 年間負担額 (円)	備 考
	施設管理費(千円)	水管理費(千円)			
早出川頭首工	10,207	11,687	21,894	1,887	関係受益面積 1,160ha

② 揚水機

区 分 名 称	年当たり		計 (千円)	10a 当たり 年間負担額 (円)	備 考
	施設管理費(千円)	水管理費(千円)			
笹堀・小山田揚水機場	4,225	467	4,692	2,666	関係受益面積 176ha
東四ツ屋揚水機場	3,633	211	3,844	2,235	関係受益面積 172ha
川瀬揚水機場	2,302	298	2,600	1,912	関係受益面積 136ha
木越・石曽根揚水機場	8,713	962	9,675	3,855	関係受益面積 251ha
町屋・橋田揚水機場	20,674	3,203	23,877	4,211	関係受益面積 567ha
大蒲原第2揚水機場	10,245	2,214	12,459	8,774	関係受益面積 142ha

(令和5年度単価。ただし、①②とも物価の変動により増減を生じることがある。)

（２）負担の方法

早出川頭首工の管理に要する費用は、五泉市が負担する。ただし、五泉市は、管理に要する費用の一部について、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）第 96 条の 4 第 1 項において読み替えて準用する同法第 90 条第 4 項の規定に基づき、早出川土地改良区から徴収する。

また、早出川土地改良区は、定款の定めるところにより、本事業の施行地域内の農用地につき、地積割を基準として賦課徴収する。

笹堀・小山田揚水機場、東四ツ屋揚水機場、川瀬揚水機場、木越・石曽根揚水機場、町屋・橋田揚水機場及び大蒲原第 2 揚水機場の管理に要する費用は、阿賀野川左岸土地改良区連合に所属する早出川土地改良区が、定款の定めるところにより、本事業の施行地域内の農用地につき、地積割を基準として賦課徴収する。

5 その他管理方法に関する基本的事項

（１）早出川頭首工の管理については、管理規程を定め、施設の操作、保全及び水利調整にあたる。

（２）揚水機の管理については、操作規程を定め、施設の操作、保全及び水利調整にあたる。